

平成30年度

第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

- 平成30年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

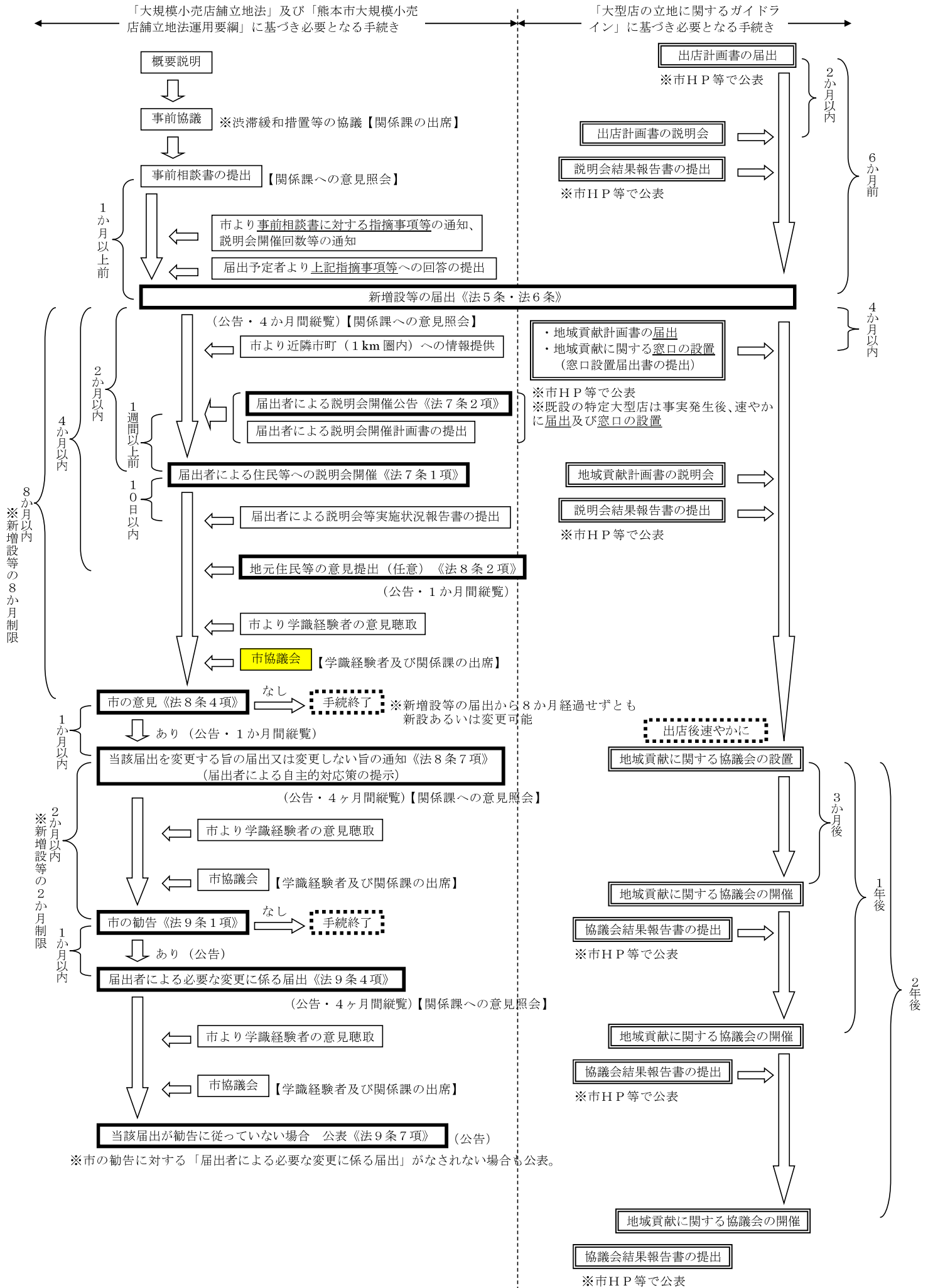
「APタウン田井島」に対する意見について

◎（資料1-1）市の意見案と考え方	．．．	1～6
○（資料1-2）周辺見取図	．．．	7
○（資料1-3）（資料1-4）配置図・平面図	．．．	8～9
○（資料1-5）（資料1-6）動線計画図	．．．	10～11
○（資料1-7）（資料1-8）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	12～13

平成30年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	代理人等
1	熊本市	経済観光局 産業部長	山田 信一郎	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 元教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	大内田 朗二	欠席	代理出席なし
6	熊本市	危機管理防災総室長	村上 孝之	欠席	代理出席なし
7		生活安全課長	松崎 太成	欠席	代理出席なし
8		青少年教育課長	上原 章広	代理	網谷 圭司
9		環境政策課長	榊田 一郎	代理	八浪 哲也
10		環境共生課長	尾崎 絵美	本人	永田 裕 （同席）
11		水保全課長	永田 努	代理	家入 小百合
12		ごみ減量推進課長	吉村 栄治	代理	金澤 昌史
13		商業金融課長（所管課）	潮永 誠	本人	
14		交通政策課長	土屋 裕樹	代理	中園 貴博
15		都市政策課長	杉田 浩	代理	木下 皓一郎
16		建築指導課長	原 和義	代理	陣田 武史
17		開発景観課長	正源司 繁	代理	村上 亜紀
18		土木管理課長	上村 亮	本人	服部 純児 （同席）

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

変 更

1. 店舗名称：ＡＰタウン田井島
2. 所 在 地：熊本市南区田井島二丁目６０５番１ 外５筆
3. 届出内容：変更
 - (1) 設置者：株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング（大阪府大阪市中央区今橋二丁目５番８号）
 - (2) 変更年月日：平成３１年５月１５日
 - (3) 店舗面積：（変更前）１，８３４㎡
（変更後）２，４０３㎡
 - (4) 駐車場台数：（変更前）８０台
（変更後）１０６台
 - (5) 駐輪場台数：（変更前）２５台
（変更後）３３台
 - (6) 荷さばき施設面積：（変更前）７７㎡（Ｎｏ．１：４５．５㎡、Ｎｏ．２：３１．５㎡）
（変更後）９４．５㎡（Ｎｏ．１：４５．５㎡、Ｎｏ．２：３１．５㎡、Ｎｏ．３：１７．５㎡）
 - (7) 廃棄物保管施設容量：（変更前）８．５５㎡
（変更後）１１．２２㎡
 - (8) 営業時間：（変更前）株式会社アレス ９：００～２３：００
株式会社トゥーワンプランニング ９：００～２３：００
（変更後）株式会社アレス ９：００～２３：００
株式会社トゥーワンプランニング※ ７：００～２３：００
※平日は８：００開店、土・日・祝日のみ７：００開店。
未定 ９：００～２３：００
未定 ９：００～２２：００
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：（変更前）８：３０～２３：３０
（変更後）７：００※～２３：３０
※平日は８：００からの利用。
 - (10) 荷さばき可能時間帯：（変更前）Ｎｏ．１※１：６：００～２２：００
Ｎｏ．２※２：２３：００～８：００
（変更後）Ｎｏ．１：６：００～２２：００
Ｎｏ．２：２３：００～８：００
Ｎｏ．３：６：００～２２：００
※１ １０ｔトラックの入出庫は、平日は８：００まで、休日は７：００まで。
※２ トラックの入出庫は、平日は８：００まで、休日は７：００まで。

4. 手続き状況

届出日	縦覧期間	市意見通知期限
平成30年9月14日	平成30年10月4日～平成31年2月4日	平成31年5月15日

5. 意見等：

○…あり
×…なし

住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井元教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	意見等総数 11件 留意事項 3件
×	×	○	○	
県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	
×	×	×	×	
環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課
○	○	○	×	○
交通政策課	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課
×	×	○	○	×

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	学識経験者
	指摘内容	身障者用の駐車場がC棟出入口の右側にありますが、B棟と併用するためにも出入口左側に移設してください。
	設置者回答	C棟出入口左側に移設致します。
	取扱	記載しない

2	担当課	学識経験者
	指摘内容	出入口No. 1から進入する車はポストコーンがあるために、左折ができないが、さらに車の進入を防ぐために駐車番号12の横にもう一か所ポストコーンを設置してください。
	設置者回答	駐車場番号12の横にも設置致します。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

3	担当課	環境政策課
	指摘内容	荷さばき施設No. 3の新設に伴い、周辺住民等から騒音等苦情が発生した場合には、誠実な対応をお願いします。 (理由) 荷さばき施設の新設により、周辺住民等から騒音等苦情等が発生する可能性があるため。
	設置者回答	荷捌き施設の利用について、近隣より苦情を受けた場合は、誠意を持って対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

4	担当課	環境政策課
	指摘内容	開店時刻の変更に伴い、周辺住民等から騒音等苦情が発生した場合には、誠実な対応をお願いします。 (理由) 開店時刻が早朝に早められており、周辺住民等から騒音等苦情等が発生する可能性があるため。
	設置者回答	営業中の騒音について、近隣より苦情を受けた場合は、誠意を持って対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

5	担当課	環境政策課
	指摘内容	夜間のA地点における搬出入車両走行音、搬出入車両荷台扉開音、搬出入車両座席扉開閉音、搬出入車両エンジン始動音、E地点における搬出入車両走行音の最大騒音レベル値が基準値を超えています。騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう努めてください。 (理由) 夜間のA地点、E地点における来客車両走行音の最大騒音レベル値が基準値を超えているため。
	設置者回答	夜間の荷さばき作業においては、作業員に対して騒音防止の意識を徹底いたします。 また、近隣より苦情を受けた場合は、誠意を持って対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

6	担当課	学識経験者
	指摘内容	未着工の緑地について施工をお願いします
	設置者回答	緑地の施工を行います。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

7	担当課	開発景観課
	指摘内容	敷地内のオープンスペースは極力、緑化(中高木)に努めて下さい。 (理由) 熊本市景観計画で市域全域の景観形成基準を定めているため。
	設置者回答	敷地内のオープンスペースへの緑化に極力努めます。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

8	担当課	環境共生課
	指摘内容	緑化協議に基づく緑化計画の確実な施工をお願いします。 〔緑化目標値〕 $8,025.73 \times (1-0.6) \times 0.2 = 642.06\text{m}^2$ 〔計画緑地面積〕 648.47m^2 ※面積は協議時(H29.10.31)申請の数値。 (理由) 緑地の保全と緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	緑化面積についてはC棟及びD棟の計画変更に合わせて、当初の予定緑化面積を確保するよう計画を行います。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

9	担当課	水保全課
	指摘内容	河川・地下水等水質保全対策、節水対策を推進してください。 (理由) 水環境及び地下水質・水量保全のため。
	設置者回答	節水対策に取り組めます。
	取扱	記載しない

Ⅲ. その他指摘事項

10	担当課	建築指導課
	指摘内容	敷地内各建物については、各建築確認の接道状況と現地に相違がないようご注意ください。 (理由) 平面兼配置図に敷地境界の外構(フェンス等)の記載がなく不明なため。
	設置者回答	現在建築確認との相違はありませんが、今後の工事で相違が発生しないよう注意致します。 また、敷地境界又は歩道状空地との境にフェンスを設置しております。
	取扱	記載しない

11	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組んでください。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」で定められている地域貢献の実施について、誠意を持って対応いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

7. 市の意見案

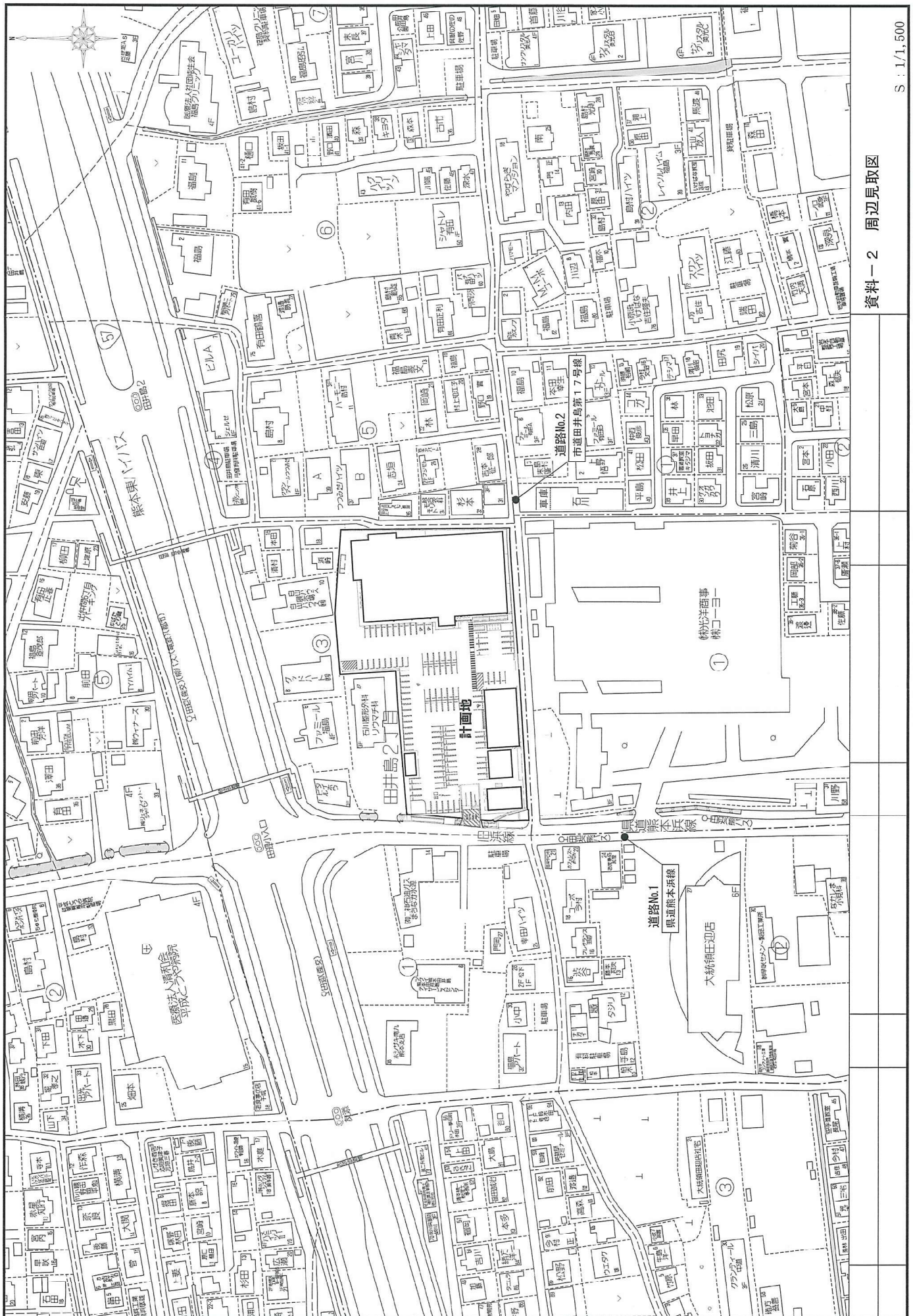
A P タウン田井島

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

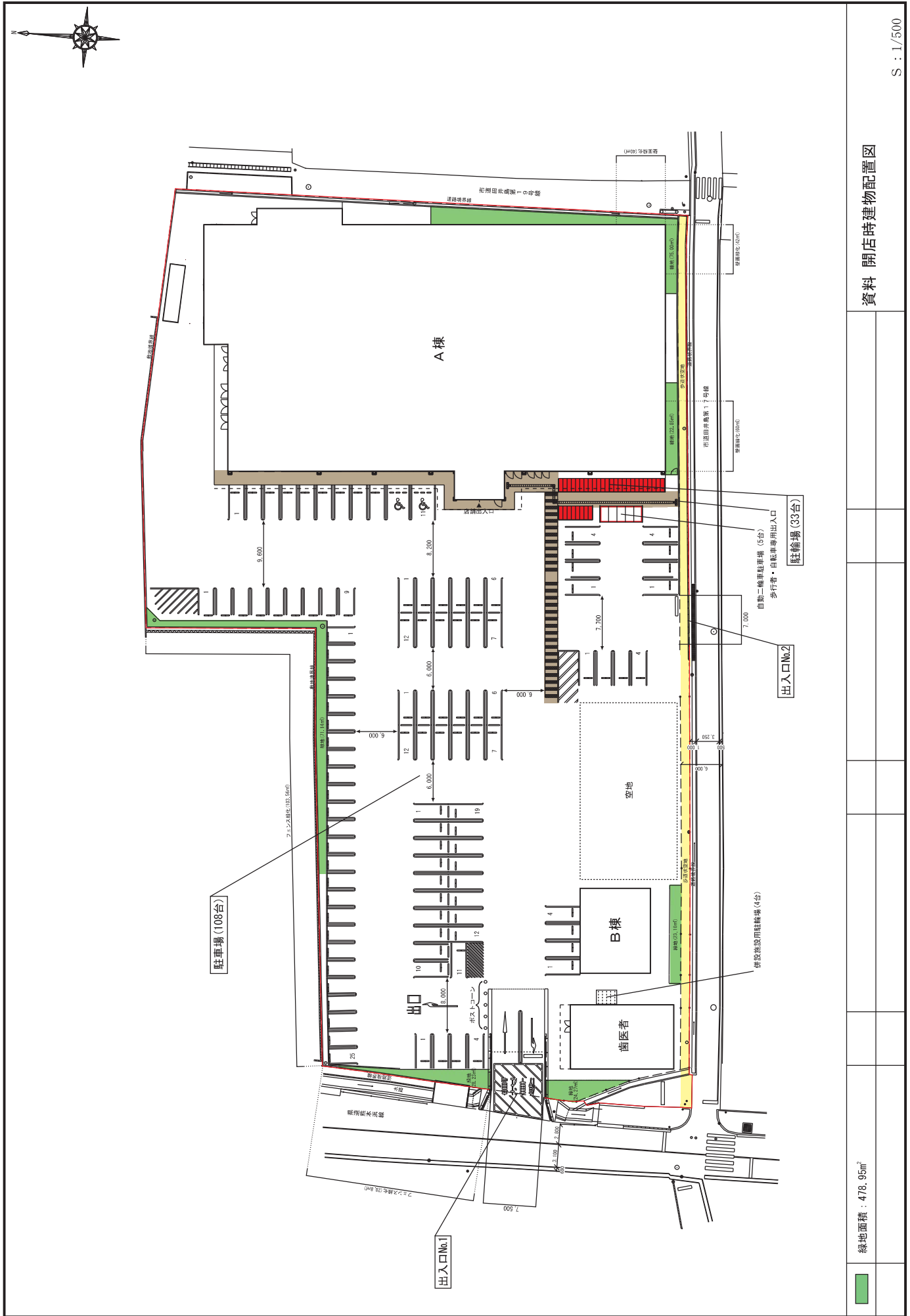
【留意事項】

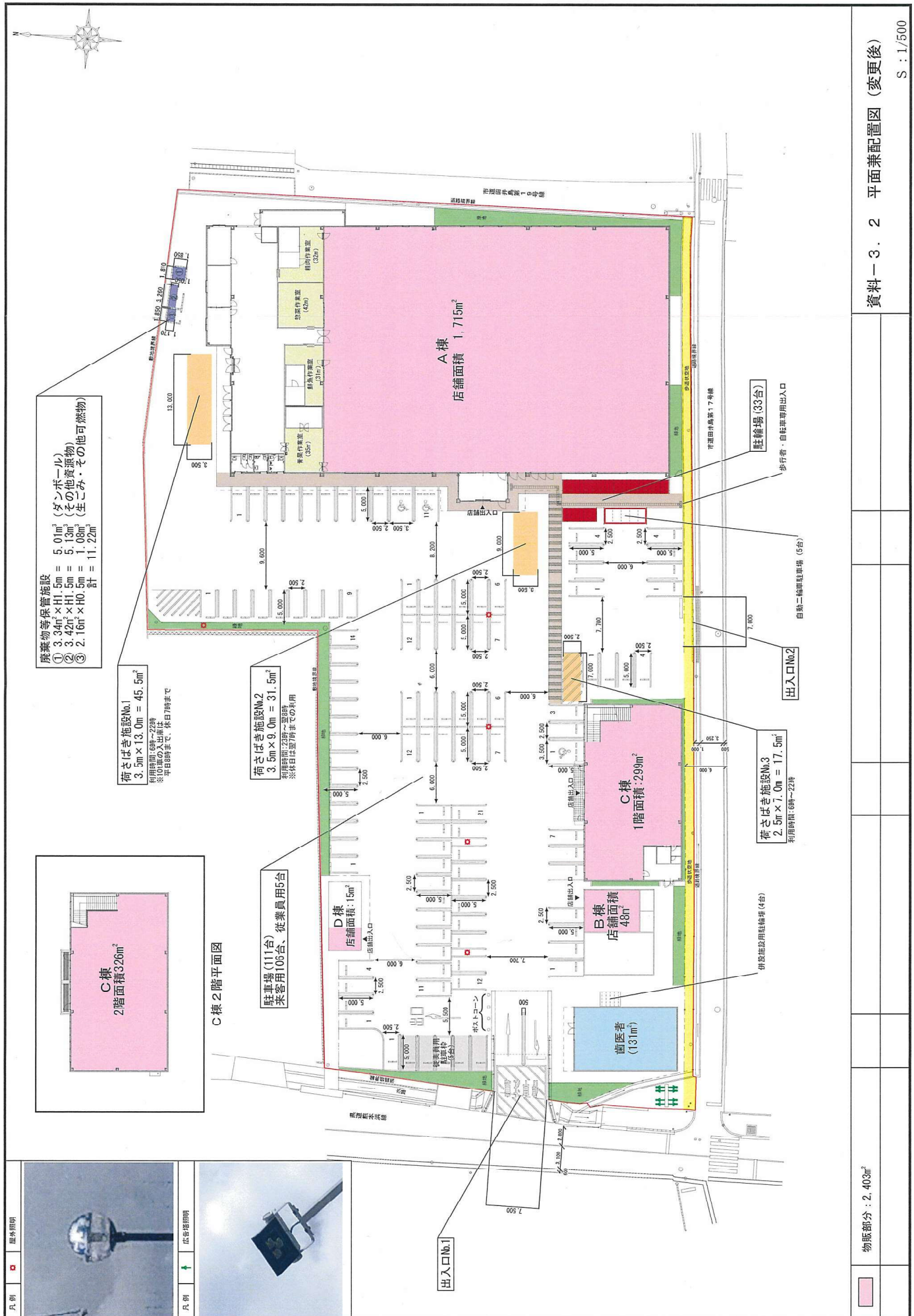
- (1) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (2) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
- (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

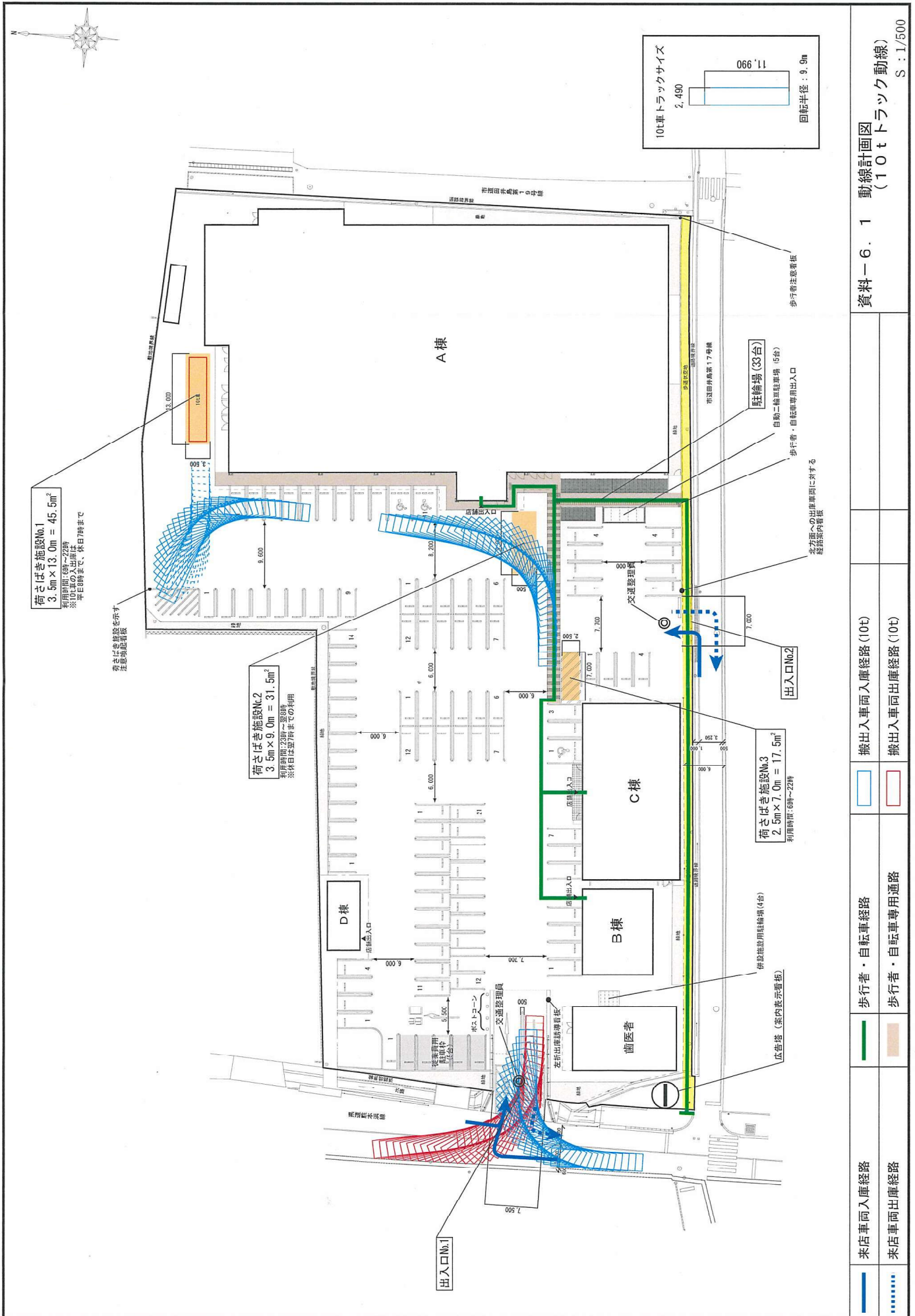


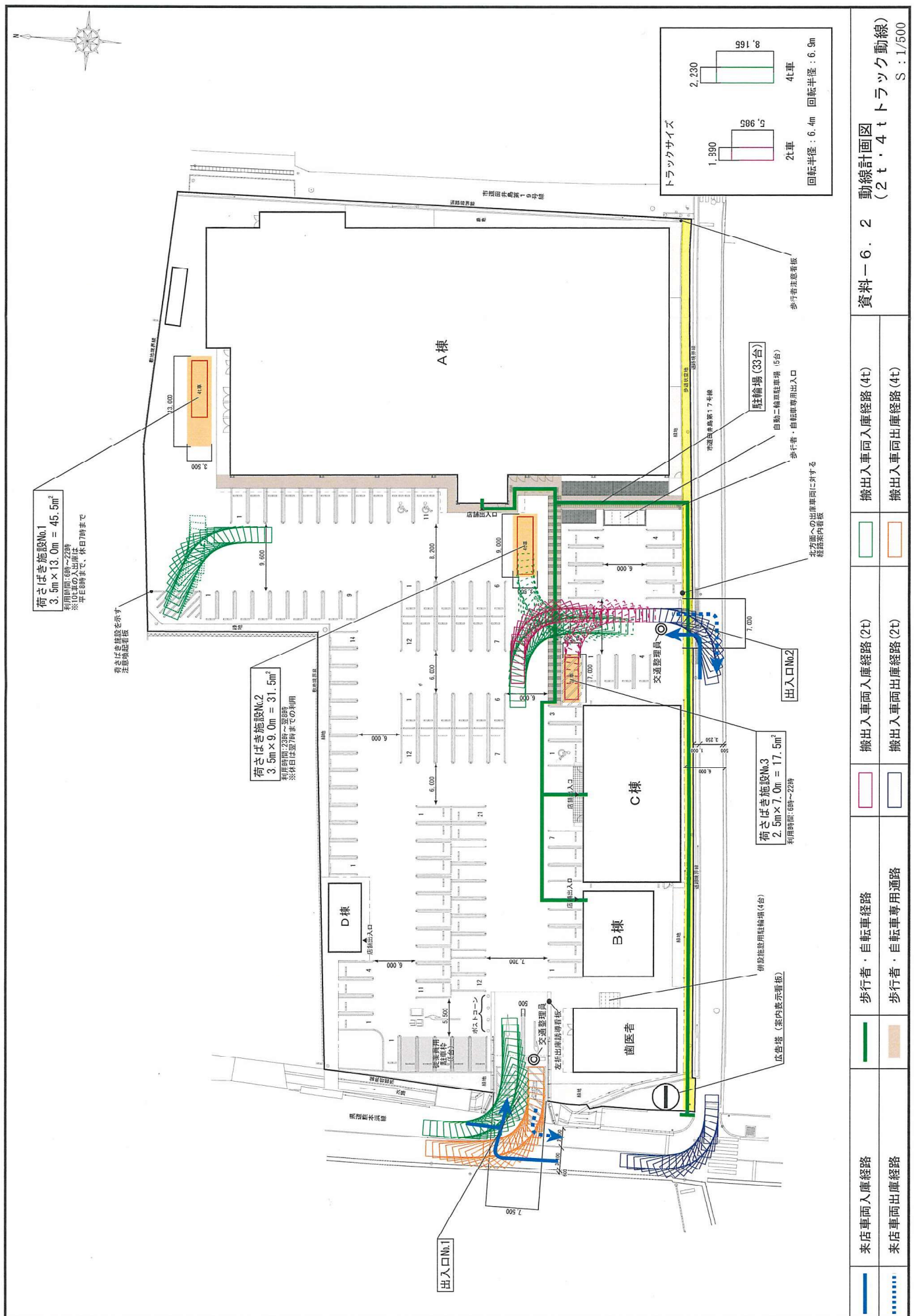
資料-2 周辺見取図

 $S : 1/1, 500$

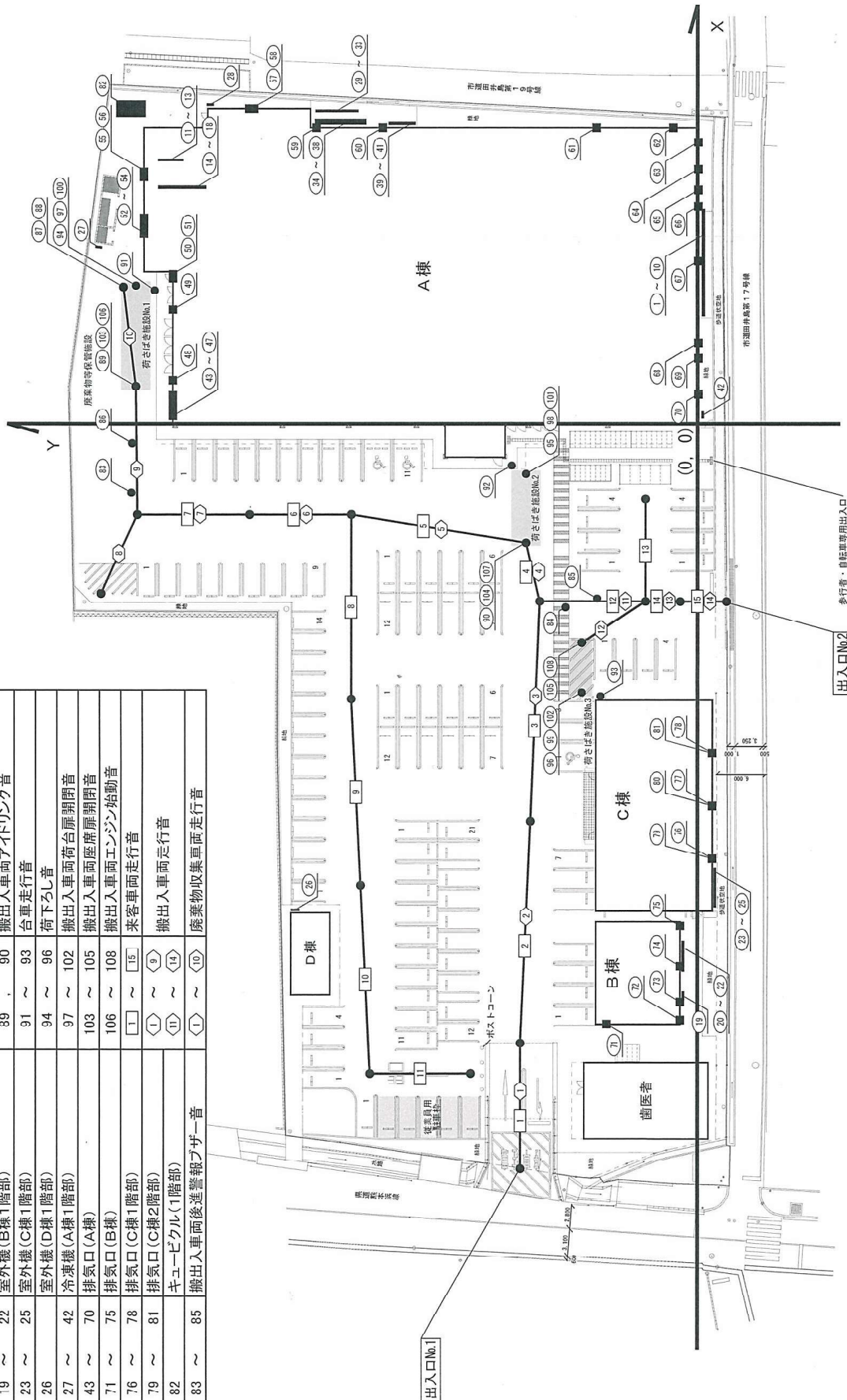








凡 例	
1 ～ 10	室外機(A棟1階部)
11 ～ 18	室外機(A棟2階部)
19 ～ 22	室外機(B棟1階部)
23 ～ 25	室外機(C棟1階部)
26	室外機(D棟1階部)
27 ～ 42	冷凍機(A棟1階部)
43 ～ 70	排気口(A棟)
71 ～ 75	排気口(B棟)
76 ～ 78	排気口(C棟1階部)
79 ～ 81	排気口(C棟2階部)
82	キュービクル(1階部)
83 ～ 85	搬出入車両後進警報ブザー音



資料—8 騷音発生源位置図

S : 1/500

S : 1/1, 500

騒音レベル最大値予測地点 ※()内は店舗G.L.を基準とした高さ

騒音レベル最大値予測地点